

租税回避問題と日本企業のガバナンス

中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員 森信茂樹

パナマを拠点とする法律事務所であるモサック・フォンセカから大量の内部文書が流出し、国際調査報道ジャーナリスト連盟 (ICIJ) が公表したパナマ文書には、多くの国の政治家・有名人の名前が含まれていたことから、世界を揺るがす問題となっている。先日の伊勢志摩サミットでも議論され、改めて税の公平性が問われることとなったが、今後は、OECDでBEPS (税源浸食・利益移転) プロジェクトのもとで議論されている、多国籍企業の租税回避問題に発展していくと思われる。

OECDの議論は、米国を中心としたグローバル企業が、合法的な契約を積み重ねることにより、「価値が創造された場所と税金の支払う場所とを乖離させ」、タックスヘイブンなどの低税率国に所得を留保することへの対応である。たとえばグーグルやアップルなどの米国IT企業は、その無形資産を活用して米国外で挙げた利益を、複雑なスキームをつなげ合わせることによって、タックスヘイブンであるバミューダに非課税で留保している。これを、「価値の創造された場所」できちんと納税するような国際課税のルール作りが進んでいるのである。

ここで問題になるのは、「租税回避」という言葉 (コンセプト) の使い方である。そもそも「租税回避」とは、法に違反する「脱税」と合法的な「節税」の間に広がる「グレーな領域」のことを指している。英語でも脱税は「tax evasion」、節税は「tax saving」、租税回避は「tax avoidance」と区別されて使われる。

これが大きな国際問題に発展したきっかけは、2012年の英国スターバックス社の問題で、原材料の仕入れ価格を調整したり、商標権・特許権などの無形資産の支払い (ロイヤルティの使用料) を多

くすることによって、英国での所得をスイスやオランダといった低税率国に移転させ、納税額を人為的に低くしていたことである。

この取引の基礎となる私法取引には、違法なものは一切含まれていない。合法的な契約を積み重ねて、グループ全体として英国での租税負担を免れたという事例である。

しかし、このことが明るみに出た結果、英国市民の不買運動が巻き起こり、結果としてスターバックス社は英国政府にいくばくかの「手打ち金」を支払うこととなった。問われたのは企業モラルである。

それに関連して、先述したグーグルやアップルなど米国IT企業が、タックスヘイブンに利益をため込む国際的な租税回避スキームが判明した。それは、アイルランドに2つの会社を作り、オランダとアイルランドの租税条約を間に挟むことにより源泉税を逃れるとともに、利益をタックスヘイブンに留保するスキームで、「ダブルアイリッシュ・ウイズ・ダッチサンドウィッチ」と呼ばれている。英国や米国では企業幹部が議会に証言を求められる事態に発展した。その結果、新興国も参加してのOECD BEPSプロジェクトへと発展し、幅広く議論されることとなったのである。このプロジェクトは、昨年秋に15の行動計画を内容とする報告書を公表した。今後わが国でも、数年かけて国内法制化や租税条約化されることとなっている。

実はこのような複雑な取引を組み合わせて行う租税回避はわが国でも大きな問題となっている。その代表事例は本年最高裁で結論が出された「ヤフー事件」と「IBM事件」である。

前者は、グループ会社に生じている損失を組織

再編することによって自社に取り込み、自社の利益と損失を相殺して税負担を軽減した取引である。後者は、日本IBMの親会社（日本法人、中間会社）が米国IBMから資金提供を受け、米国IBMの持つ日本IBM株を購入し、それを子会社の日本IBMが買い取り（自社株買い）この結果生じた譲渡損失を自社の利益と相殺することにより税負担の軽減がなされた取引である。どちらも損失を自らの利益と合法的に相殺させることにより税負担が軽減された点で共通している。

国税当局はこのような行為に対して、法人税法に規定されている組織再編にかかる行為計算の否認規定（法人税法132条の2）と、同族会社の行為計算の否認規定（法人税法132条）を適用して、どちらの行為も否認した。これに対し納税者側は納得せず裁判になり、ヤフー事件の方は、一審・二審・最高裁ともに国税当局が勝訴したが、IBM事件の方は、一審・二審・最高裁（上告不受理）と納税者勝訴となった。

根拠となる法律の文言はどちらも「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる」かどうかということである。法律上の文言が同じにもかかわらず、異なった解釈がなされたことから、わが国企業の企業の経済取引の不確実性が高まり、税務リスクを生じさせている。これを解決するには、立法で規定内容を明確にする必要があるが、ここでは深入りしない。

問題は、このような環境変化の中で、わが国グローバル企業はどう行動すべきかということである。伝統的な日本企業には、税務リスクの高い「アグレッシブな」租税回避を積極的に行うという風土はない。前述の日本IBMのような米系企業が、「違法でないものは合法」と考え、アグレッシブな租税回避をリスクを取りながら行っていく風土・企業文化にあるのと好対照である。

しかし、経済のグローバル化や、わが国企業株主の国際化が進んでいく中で、わが国企業も「税

金をコスト」と捉えること、つまり税引き後の利益を重要な経営指標とするように変化してきている。アグレッシブな租税回避をも辞さない、という環境変化に晒されているといえよう。

この問題を、今はやりのCSR（corporate social responsibility）、つまり「企業の社会的責任」という観点から考えてみよう。一般に企業の責任は「Liability」と「Responsibility」に分けられる。前者は「法律責任」と訳され、企業行動が様々な放棄に違反していないかが問われる。一方後者は、「社会的責任」である。その言葉の語源は、社会の様々な要請や声に「respond」（応える）ことができる力、つまり社会への応答力とでもいうべきものである。

さらには、「共有創業価値」（Creating shared value）という観点から、CSRをしっかりとやることで社会の認識の変化に伴うリスクを最小化し、企業価値を高めるという戦略をとる会社も出始めている。

租税回避の問題に置き換えれば、Liabilityとしては問題ないかもしれないが、Responsibilityを高めていくという観点から、違法すれすれの租税回避（アグレッシブな租税回避）行動をどう認識していくのかということが問われている。

この問題については、現在OECDで進められている共通のルール作りを行うことによってグローバルな競争条件の均等化（レベルプレイングフィールド）を達成していくことがまず第1である。これにより企業行動の法的責任が明確になり、取引の不確実性を減少させることになる。

その上で必要なことは、企業の社会的責任を重視するという観点であろう。スターバックスの不買運動、グーグルなどのアグレッシブな租税回避は、結果としての不明朗な「納税」につながっている。

いずれにしてもこの問題は、グローバルキャピタリズムと企業倫理、企業の社会的責任がせめぎ合うだけに、日本型コーポレートガバナンスの成熟度が試される問題である。